イスラ ムにおける罪と （5/5）：イスラ ム的刑 システムの目的

5.0

明:
社会における犯罪に し、イスラ ムが定めた 定に する を 考します。第五部：これらの刑 の制定による社会への 献に しての 。

目: 事イスラ ム的システム法と

より: アブドッラフマ ン アル=ムアラ 集部

日22 Nov 2010

集日 22 Nov 2010

イスラ ム的刑 システムの目的

イスラ ム的刑 システムには多くの目的がありますが、その中でも最も重要なものを以下に げてみましょう：

第一の目的：
イスラ ムは、犯罪の危 性から社会を守ることを目指します。もしも犯罪が によって裁かれなければ社会が深刻な危 に晒されることは周知の事 です。イスラ ムは社会的安定と保安の普及に努め、私たちの社会生活に安全と平和をもたらします。それはこのような思想を行 に移すことのできる舞台を提供し、犯罪を思いとどまらせる刑 を制定します。この目的は、同害 刑とそれが社会にもたらす影 に して述べている以下の によって されています：

“??”?????? 2:179?

もしもこれから犯罪を犯そうという者が、その犯罪によって受けることによる刑 について知っていたのであれば、それを犯す前に 度となく考え直そうとするでしょう。 に

する意 は、二通りの方法で犯罪を犯そうとする者にそれを思いとどまらせます。 を受けた罪人は、おそらく再び罪を犯そうとはしないはずです。またこういった が存在するという は、社会におけるその他の 成 による犯罪も予防します。この による 果を如 に示すため、イスラ ムはその 行を公に告知します。神は仰せられています:

“??????????????????????????”?????? 24:2?

第二の目的:
イスラ ムは犯罪者の更生を みます。クルア ンではたびたび、犯罪と悔悟を 付けて言及し、犯罪者が罪から手を引き、 切な 度で更生するのであれば悔悟の扉は かれていることを明 にします。公道における 盗などの一部のケ スでは、悔悟は 定刑 を 消しにすることもあります。神は仰せられています:

“??”?????? 5:34?

通罪について、神はこう述べられます:

“??”?????? 4:16?

神は冤罪に しての に して言及した 、こう述べています:

“??”?????? 3:89?

また神は窃盗罪への 定刑 に して言及したあと、こう述べています:

“??”?????? 5:39?

この目的は任意の に してたびたび目にすることができます。裁判官は、犯罪者の状 、そして何が彼にとってより良いことかを考 する があるのです。

第三の目的: とは犯罪の いです。社会の安全を かした犯罪者に い を与えることは、望ましくありません。犯罪者が正 の道ではなく、 の道を んでとり ける限り、それ相 の をしなければなりません。社会がその安全を 保すること、そしてその一 である 人の安全

を 保することは社会の 利です。クルア ンは の数に触れる 、この目的について言明しています。神は仰せられています:

“?????????????????????????”?????? 5:38?

“???”?????? 5:33?

この 事のウェブアドレス:

https://www.islamreligion.com/jp/articles/249

著作 2006-2015 断 を禁じます。 2006 - 2023 IslamReligion.com. 断 を禁じます。